

東小金井駅北口土地区画整理事業 施行予定箇所図 (平成30~32年度)

● お手数ですが、移転時期等の詳細については
区画整理課事務所にお問い合わせください。
☎ 042-388-0771

工事の実施年度は、諸事情により変更する場合があります。
また、工事を実施した箇所でも、再度工事を行うこともありますので、
ご承知おきください。

【移転・工事等の流れ】

① 移転対象物件調査と移転承諾

移転の対象となる物件について、皆さまの所有される土地や建物に立ち入らせていただき調査を行い、その調査内容に基づき移転にかかる補償金を算定いたします。算定後は、権利者の皆さまへ個別に内容を説明のうえ補償金額を提示し、ご理解を得て移転承諾書に調印(調査後、次年度以降)をしていただきます。

② 移転の実施

移転承諾書への調印後、権利者の皆さま方に移転対象である建築物等の解体撤去又は曳家工事を行っていただきます。(※)

③ 工事の実施(道路・宅地)

上水道等の整備や、道路の築造及び宅地の整地を区画整理で行います。

本箇所図ではこの③の箇所を表示しています

※ 工事の施行箇所に含まれているエリアでも、建物が移転対象とならない場合もあります。

凡 例		
道路	整地	年度
		過年度(施工済み)
		平成30年度
		平成31年度
		平成32年度
①~⑭		街区番号

